

第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会 愛荘町輸送・交通基本計画

1 趣 旨

第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会「わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ」（以下「本大会」という。）の成功に向け、県実行委員会の「第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画」および、「わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ愛荘町開催推進総合計画」に掲げる輸送・交通基本方針を推進するため、その基本的な取組などを示す「わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ愛荘町輸送・交通基本計画」を策定する。

2 目 的

本大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道その他の関係者（以下「大会参加者」という。）および一般観覧者の輸送・交通について、愛荘町の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

3 内 容

（1）輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場または宿泊施設への輸送の場合において、必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで輸送計画を行う。

（2）交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両および一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場、練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

（３）駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場、練習会場およびその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地となるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

（４）環境への配慮

本大会期間中における環境への負担軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と、自家用車の利用自粛または相乗りするよう広報啓発に努める。